

広島労働局長登録教習機関 (公社)広島県労働基準協会

■小型移動式クレーン運転■フォークリフト運転 技能講習 開催案内

広島市内で開催します！ { <学科会場>中区上八丁堀
<実技会場>南区宇品海岸 }

◎ 該当する業務 ◎

1. 小型移動式クレーン運転 (安衛法施行令第20条第7号 要約)
つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務
2. フォークリフト運転 (安衛法施行令第20条第11号 要約)
最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務
(※最大荷重…フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう)
(詳細は最寄の労働基準監督署へお問い合わせください)

(1) 開催日程 *学科開催日の右欄に掲げる実技開催日をご選択ください。

広島市の会場	学科会場	実技会場	基準時間(休憩含)
	広島市林業ビル 8階教室 (広島市中区上八丁堀8-23)	宇品御幸松広場 * 広電宇品線“元宇品口”電停から徒歩2分 (広島市南区宇品海岸2-23)	
講習の種類	学科開催日	実技開催日	基準時間(休憩含)
小型移動式クレーン運転 (学科2日+実技1日)	令和9年 3月9日(火)～10日(水)	3月11日(木)	<学科>8:50～17:15 <実技>8:15～17:15
フォークリフト運転 (学科1日+実技3日)	令和8年 10月26日(月)	10月27日(火)～29日(木)	<学科>8:50～18:00 <実技> 1・2日目>8:15～17:15 3日目>8:15～18:15



(2) 注意事項

- *定員になり次第 締め切りますので、**お早め**にお申し込みください。
- *実技日程は受講申込数の多少によっては、日程変更をお願いすることがあります。
- *講習終了後に引き続き、学科、実技の修了試験を行います。
- *受講料は原則として返却いたしませんので、欠席しないようにしてください。
- *遅刻等、受講すべき時間数が不足した時は、修了証を交付できませんのでご注意ください。
- *自然災害や公共交通機関等の運休などの事態により講習会を中止・中断することがあります。
その際は受講者または事業場に連絡をするとともに当協会ホームページに中止連絡を掲載します。

(3) 各講習 受講区分毎の受講料(税込)・テキスト代(税込)

*テキストは講習当日にお渡しします。 *テキスト代は改定により変更する場合があります。

※受講料、テキスト代は消費税率10%の金額を表示しております。

適格請求書発行事業者登録番号 T7240005012381

◎ 小型移動式クレーン運転 技能講習 (登録第104号)

受講区分	受講区分の説明	受講料	テキスト代
A	*B,C区分以外の方	29,700円 (うち消費税:2,700円)	1,705円 (うち消費税155円)
B	*クレーン, デリック, 揚貨装置又はクレーン・デリックの運転士免許のいずれかを有する者 *床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者	27,500円 (うち消費税:2,500円)	
C	*建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者 *車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	28,600円 (うち消費税:2,600円)	

◎ フォークリフト運転 技能講習 (登録第5号)

受講区分	受講区分の説明	受講料	テキスト代
B	*普通、準中型、中型、大型又は大特(カタピラ限定付き)の自動車運転免許のいずれかを有する者	28,600円 (うち消費税:2,600円)	1,650円 (うち消費税150円)

(4) 実技の服装、持参物

◀ 服装 ▶ 作業服(長袖, 長ズボン), 安全靴又は靴 ★作業服がない方は長袖, 長ズボンをご用意ください

◀ 持参物 ▶	小型移動式クレーン	保護帽(ヘルメット)・(雨天時は雨合羽)
	フォークリフト	保護帽(ヘルメット)・(雨天時は雨合羽)

(5) お申込み方法 *以下のいずれかの方法によりお申込みください。

銀行振込みの場合	受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を最寄りの支部へ郵送又は持参後、支部が発行する適格請求書により受講料、テキスト代をお振込みください。 ※ 受講日より前 にお支払いください。
窓口へ持参の場合	受講料・テキスト代、受講申込書(顔写真貼付)及び添付書類を 受講日より前 に最寄りの支部へご持参ください。

*申込書は電話による取り寄せ又は、ホームページからプリントアウトしてください。

*添付書類とは ○A区分の方・・・本人確認書類の写し ○B, C区分の方・・・本人確認書類及び受講区分を証する免許証等の写し

*お申込み後、支部より受講票を送付しますので、講習当日ご持参ください。

講習の一週間前になっても届かない場合は、お手数ですが申込支部までお問い合わせください。

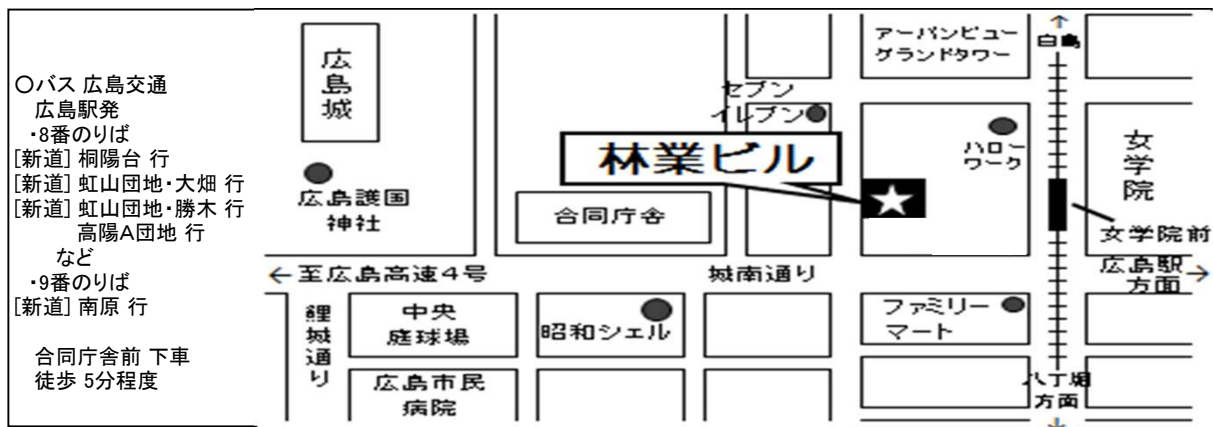
【お申込先】 広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

広島中央支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23林業ビル8階 (TEL:082-228-5475/FAX:082-221-5045)
呉支部	〒737-0051 呉市中央3-8-21大之木ダイモ本社ビル4階 (TEL:0823-22-1359 FAX:0823-22-1324)
福山支部	〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1 (TEL:084-949-2022 FAX:084-949-2034)
三原支部	〒723-0052 三原市皆実1-26-1 able皆実102 (TEL:0848-64-7600 FAX:0848-64-7601)
尾道支部	〒722-0002 尾道市古浜町27-284尾道糸崎港湾福祉センター2階 (TEL:0848-22-3432 FAX:0848-22-3444)
三次支部	〒728-0013 三次市十日市東2-12-20 G・Tビル101 (TEL:0824-62-3945 FAX:0824-62-3947)
広島北支部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45木村ビル1階 (TEL:082-814-2354 FAX:082-815-5562)
廿日市支部	〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26 (TEL:0829-32-3851 FAX:0829-32-3852)

(6) 会場地図

学科会場
 広島市林業ビル 8階教室
 (広島市中区上八丁堀8-23)

* 駐車場・駐輪場 無



実技会場
 みゆきまつ
 宇品御幸松広場
 (広島市南区宇品海岸2-23)

* 駐車場・駐輪場 有

○広電宇品線“元宇品口”電停から徒歩2分 ○広島バス宇品線“元宇品口”バス停から徒歩2分



郵送不要のネット申込みサービスがはじまりました

～令和7年8月19日 開始～

より便利にお申込みいただけるよう、オンラインによる講習申込みサービスを開始しました。

★ご利用のメリット

- 24時間いつでも申込み可能です。
- 申込書、添付書類の郵送、持参が不要です。
- 受講申込みに必要な添付書類は、システムのマイページからアップロードできます。
- マイページから申込み状況を確認し、受付完了後に受講票、請求書をダウンロードできます。
(受講票は印刷して、講習当日に会場にご持参ください。)

★(旧)ネット予約システムをご利用されていた方へ

- ・ご使用いただいていたログインIDとパスワードは、引き続きご利用いただけます。
- ・ユーザー情報に複数のメールアドレスをご登録されていた場合は、1名様分のみ(最上位に登録されていたもののみ)引き継がれます。

広島県労働基準協会

検索



新規開催講習のお知らせ

○熱中症予防労働衛生教育(2026年3月から開催)

改正規則を含む熱中症予防対策について労働衛生の専門家が法令に基づく講習を行います。

開催月: 令和8年3月～8月、令和9年3月

詳細は、専用の案内書をご覧ください。

○保護具着用管理責任者教育(2025年7月から開催)

通達に基づき、保護具によりリスクアセスメント対象物のばく露防止措置を講ずる事業場を対象とした、保護具着用管理責任者を選任するための講習です。

開催月: 令和8年5月、6月、8月～11月、令和9年1月、2月

詳細は、専用の案内書をご覧ください。